

# 震災復興情報



## 相談あない

### ●「災害復興住宅融資」無料相談会 (要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 1月23日(金)・24日(土)  
2月20日(金)・21日(土)  
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353  
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

### ●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
- ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
1月21日(水)	仮設渡波第2団地集会所 (渡波字沖六勺1-2)	午後1時～4時	弁護士 社会福祉士

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

### ●被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買い取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週木曜日 午前10時～午後5時 ※相談日が祝日の場合も実施  
ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター  
(内線5541・5542) ☎98-8986  
午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)



## 産業用地 立地希望の事業者を追加募集します

分譲(賃借)予定地区および面積

- ・須江地区 6区画(1,000～3,200平方メートル)
- ・不動町地区 約0.45ヘクタール

募集期間 1月15日(木)～2月6日(金)

引渡開始予定時期 平成28年4月から

対 象 河川堤防や高盛土道路等、公共工事により移転が必要とされる事業者で、建設業や製造業等、募集要項で定める業種

- ・募集要項および申込書は、市役所3階産業推進課で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができます。

- ・詳細はホームページをご覧ください。

申・問 産業推進課(内線3545～3547)



## 平成26年度中小企業復旧支援事業補助金(第3回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

※第2回目募集から、アパート、貸事務所等も補助対象となっています。

対 象

- ①震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあつては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方

※対象とならない業種もあります。

- ②施設が大規模半壊以上の被害を受けた方

- ③市税および国民健康保険税に未納がない方

- ④施設等の復旧に係る国・県等の補助金を受けていない方

- ⑤3月31日(火)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)

※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

補助金額等

施設等の復旧に要した経費(税抜で20万円以上)の2分の1以内(限度額100万円)

補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。

※例えばアパート等を複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみとなります。

受付期限 2月6日(金)

申・問 商工課(内線3523・3524)



## プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

自宅再建や賃貸住宅等への転居により、プレハブ仮設住宅から退去された方は仮設住宅返還届の提出が必要となります。

プレハブ仮設住宅での生活実態がなくなった場合に、所有物を置いたまま倉庫として仮設住宅を利用し続けることは入居契約違反となりますのでご注意ください。

また、入居者への支援物資(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯ジャー、電子レンジ、電気ポット)は引っ越しの際に転居先へお持ち願います。それ以外の備品等は、退去時に持ち出すことはできません。

- 1 プレハブ仮設住宅から引っ越したら → コールセンター☎92-5901(受付時間午前8時30分～午後8時)に連絡し、退去時に立ち会いしてもらい、仮設住宅返還届を提出してください。

- 2 所有物を置いて倉庫利用 → 入居契約違反です。1の返還手続きをしてください。

問 生活再建支援課(内線4761～4768)



## 石巻広域都市計画(案)の縦覧を行います

市では、復興事業に伴う都市計画の案(市決定)の縦覧を次のとおり行います。

縦覧内容

- ①石巻市流域関連公共下水道の変更
- ②石巻市東部流域関連公共下水道の変更
- ③新蛇田地区計画の変更
- ④新渡波地区計画の変更
- ⑤新渡波西地区計画の決定

縦覧場所

- ①、②下水道建設課 ③、④、⑤都市計画課

縦覧期間 1月19日(月)～2月2日(月)

午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

※この案に対して意見のある方は、縦覧期間中、市長に意見書を提出できます。

問 下水道建設課(内線5718) 都市計画課(内線5634)



## 防災集団移転事業に関する大切なお知らせ

市では現在、災害危険区域(移転促進区域)で被災された方を対象とした事前登録制度を実施しています。

まだ、登録をされていない方からの連絡をお待ちしています。

市では東日本大震災により住居等が全壊または流出した区域およびその周辺区域内で、「東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定および建築制限に関する条例」に基づき、平成24年12月1日より災害危険区域(移転促進区域)を指定しました。

事前登録制度は、生活の基盤となる住まいの再建に関するとても重要な登録ですので、対象の方で、まだ登録をされていない場合は、**2月17日(火)**まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、ご自身がすでに登録されている場合でも、事前登録制度の重要性にご理解とご協力をいただき、対象となられるご親類や、ご友人等へお声掛けいた

だきますようお願いいたします。

※災害危険区域(移転促進区域)…門脇字明神、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、門脇字中島、門脇字鷲塚、門脇字下鷲塚、中屋敷二丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股三丁目・四丁目、築山三丁目・四丁目、大街道南三丁目・四丁目、大街道東二丁目・三丁目、双葉町、門脇町三丁目・四丁目・五丁目、南浜町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、雲雀野町一丁目・二丁目、川口町一丁目・二丁目・三丁目、大門町一丁目・二丁目、湊町三丁目・四丁目、明神町一丁目、湊字須賀松、松原町、長浜町、幸町、渡波町、中瀬  
ただし、一部のみ指定の地域もありますので、不明な場合はお問い合わせください。

問 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

☎90-8041・90-8042



## 復興公営住宅(借上型)の入居者募集 (車いす住戸の入居要件を緩和しました)

復興公営住宅(借上型)車いす住戸の入居資格を、下記住宅に限り「**車いすの使用を問わず、申込時に満60歳以上の方を含む世帯**」と緩和し、入居者を募集します。

車いす住戸は、車いすを使用する方が生活しやすいよう、キッチン、洗面所、浴室等の設備に配慮した設計となっています。

### 申込資格

申込時に満60歳以上の方を含み、

①東日本大震災で自宅が全壊の方

②東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方  
※申込数が募集戸数を超えた場合、抽選となります。

※市外で被災された方も申し込みできますが、市内で被災された方の入居を優先します。

募集要項の配布・申込先 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

受付期間 1月15日(木)～30日(金)必着 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

※申込数が募集戸数に満たない場合または入居者が決定しなかった場合は、随時募集[先着]とします。

必要書類 ①申込書(押印が必要です) ②り災証明書の写し

③家屋の取り壊しを証明する書類の写し(り災判定が大規模半壊または半壊の方)

④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類

⑤60歳以上の方の生年月日を確認できる書類

※申込書一式はお返しできませんのでご了承ください。

入居予定日 3月1日(日)～15日(日)

※入居資格審査によって、入居予定日が変更となる場合があります。

### 募集する住宅

名称	市営 根上り松 復興住宅	市営 沖六勺東 復興住宅	市営 沖六勺西 復興住宅
所在地	湊字根上り松10-1	渡波字沖六勺1-111	渡波字沖六勺1-101
構造	鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 6階建
戸数	1戸	1戸	1戸
間取り	2LDK 車いす(2人以上)	1LDK 車いす(1人以上)	1LDK 車いす(1人以上)
家賃月額	6,500円～56,500円	6,700円～57,800円	7,000円～60,800円

※平成27年1月14日(水)まで随時募集中(車いすを常用する方)のため、募集戸数が変更となる場合があります。

申・問 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

(内線3981～3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



## 不要な軽自動車をお譲りください

市では、高齢者をはじめとする被災者の生活支援のため、仮設住宅等におけるカーシェアリングを実施しています。事業を受託している日本カーシェアリング協会では、不要になった軽自動車を譲っていただける方を募集していますので、ご連絡ください。

※車の状態によってお引き取りできない場合もあります。

問 市生活再建支援課(内線4761～4768)

日本カーシェアリング協会 ☎・FAX 22-1453



## 津波避難ビル認定第9号

津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難することが基本ですが、市では、沿岸部において、浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波一時避難場所の整備を進めています。

このたび、株式会社上野総建(鹿妻南五丁目5-24)を石巻市津波避難ビル第9号として認定しました。

問 防災推進課(内線4173)



表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ✉ Eメール

### 電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111  
北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成27年2月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

